

第118期 中間決算公告

2024年12月25日

富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社 北陸銀行
取締役頭取 中澤 宏

中間貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,742,556	預 渡 性 預 金	7,739,462
コ 一 ル 口 一 ヌ	98,074	譲 一 ル マ ネ 一 ヌ	123,516
買 入 金 銭 債 権	8,486	壳 現 先 勘 定	12,702
特 定 取 引 資 産	610	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	169,247
金 銭 の 信 託	4,937	特 定 取 引 負 債	402
有 働 証 券	1,211,722	借 用 金	918,528
貸 出 金	5,359,518	外 国 為 替	414
外 国 為 替	13,573	信 託 勘 定 借	5,138
そ の 他 資 産	37,321	そ の 他 負 債	83,747
そ の 他 の 資 産	37,321	未 払 法 人 税 等	2,294
有 形 固 定 資 産	76,308	リ 一 ス 債 務	271
無 形 固 定 資 産	4,063	資 産 除 去 債 務	393
前 払 年 金 費 用	2,545	そ の 他 の 負 債	80,788
支 払 承 諾 見 返	31,255	退 職 給 付 引 当 金	1,677
貸 倒 引 当 金	△ 31,121	偶 発 損 失 引 当 金	605
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	483
		繰 延 税 金 負 債	14,709
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,789
		支 払 承 諾	31,255
		負 債 の 部 合 計	9,156,025
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	140,409
		資 本 剰 余 金	14,998
		資 本 準 備 金	14,998
		利 益 剰 余 金	189,654
		利 益 準 備 金	20,258
		そ の 他 利 益 剰 余 金	169,396
		繰 越 利 益 剰 余 金	169,396
		株 主 資 本 合 計	345,063
		そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	55,882
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 4,468
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,351
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	58,765
		純 資 産 の 部 合 計	403,828
資 产 の 部 合 計	9,559,853	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,559,853

中間損益計算書

2024年4月 1日から
2024年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	54,244
資 金 運 用 収 益	38,336
(う ち 貸 出 金 利 息)	(22,686)
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(10,554)
信 託 報 酬	8
役 務 取 引 等 収 益	9,828
特 定 取 引 収 益	49
そ の 他 業 務 収 益	787
そ の 他 経 常 収 益	5,233
経 常 費 用	34,845
資 金 調 達 費 用	8,330
(う ち 預 金 利 息)	(1,393)
役 務 取 引 等 費 用	3,185
そ の 他 業 務 費 用	2,120
営 業 経 常 費 用	20,750
そ の 他 経 常 費 用	458
経 常 利 益	19,398
特 別 利 益	36
特 別 損 失	504
税 引 前 中 間 純 利 益	18,929
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,966
法 人 税 等 調 整 額	1,361
法 人 税 等 合 計	4,327
中 間 純 利 益	14,601

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2. (1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

- ① 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)により計上しております。
- ② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本もしくは利息の返済猶予等、債務者に有利となる取り決めを行った貸出条件緩和債権、又は元本返済もしくは利息支払いが三月以上延滞している債権を有する債務者のうち、上記以外の債務者(以下「要管理先」という。)に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

- ① 債権額が一定金額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により計上しております。
- ② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞している等、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、又は財務内容に問題がある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者のうち、上記以外の債務者(以下「要注意先」という。)、及び業況が優良であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に係る債権については、事業性と消費性に区分のうえ、債権額に対し、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,409百万円あります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、当行のリスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当中間会計期間の期首から適用しております。これによる当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響は軽微であります。なお、期首利益剰余金への影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 896 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,934 百万円
危険債権額	106,488 百万円
要管理債権額	22,662 百万円
三月以上延滞債権額	180 百万円
貸出条件緩和債権額	22,482 百万円
小計額	137,085 百万円
正常債権額	5,313,914 百万円
合計額	5,450,999 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,644百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	478,027 百万円
貸出金	1,406,326 百万円

担保資産に対応する債務

預金	12,324 百万円
債券貸借取引受入担保金	169,247 百万円
借用金	918,079 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 70,268 百万円、その他の資産（現金）209 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 13,124 百万円、保証金 1,294 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,248,339百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,128,280百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,582百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 63,278百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は44,166百万円であります。

9. 1株当たり純資産額 385円50銭

10. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.24%であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は5,138百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他の業務収益」には、外国為替売買益540百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常収益」には、株式等売却益3,069百万円、貸倒引当金戻入益1,838百万円を含んでおります。

3. 「その他の業務費用」には、国債等債券売却損2,068百万円を含んでおります。

4. 「その他の経常費用」には、株式等売却損200百万円、株式等償却46百万円を含んでおります。

5. 1株当たり中間純利益金額 13円93銭

6. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	50
関連法人等株式	—
合 計	50

2. その他有価証券 (2024年9月30日)

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	128,686	43,613	85,073
	債券	160,228	159,356	872
	国債	84,877	84,462	415
	地方債	24,367	24,337	29
	社債	50,983	50,556	427
	その他	213,859	204,996	8,862
	外国証券	169,247	163,409	5,838
	その他	44,611	41,587	3,024
	小 計	502,774	407,965	94,808
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	10,657	11,805	△1,147
	債券	529,715	539,725	△10,010
	国債	74,096	75,762	△1,665
	地方債	348,046	354,235	△6,188
	社債	107,572	109,728	△2,156
	その他	137,693	145,182	△7,488
	外国証券	56,154	56,663	△508
	その他	81,538	88,518	△6,979
	小 計	678,066	696,714	△18,647
合 計		1,180,840	1,104,679	76,161

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含まれてお
りません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	15,496
組合出資金(※3)	28,821
非上場外国証券(※1)	0
合 計	44,318

(※1) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)
第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間期において、非上場株式について29百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないもの

については、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、16百万円（株式）、52百万円（社債）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ 30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超 50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

※ 減損処理の判定にあたって、株式の時価は、中間決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格としております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（2024年9月30日）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年9月30日）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	11,691	百万円
減価償却損金算入限度超過額	192	
退職給付引当金	3,851	
有価証券評価損否認額	5,473	
その他	4,825	
繰延税金資産小計	26,034	
評価性引当額	△13,338	
繰延税金資産合計	12,696	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	23,391	
固定資産売却益	1,025	
合併引継土地	2,293	
その他	695	
繰延税金負債合計	27,405	
繰延税金資産の純額	△14,709	百万円

信託財産残高表
(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	5,138	金銭信託	5,138
合計	5,138	合計	5,138

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補てん契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	5,138	元本	5,138
合計	5,138	合計	5,138

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。